

別表第1(第2条、第5条関係)

人工授精・体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで					採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	余剰胚の凍結保存 ※2	助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	精子の注入	採卵	新鮮胚移植			胚凍結	凍結胚移植							
					胚移植				黄体期補充療法	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	1日	2~5日	1日	10日			7~10日	1日	10日	1日	1回	
1	A	人工授精						※1					※1	※1		
	B	新鮮胚移植による余剰胚凍結		→											→	
	C	凍結胚移植による余剰胚凍結※3		→											→	
2	A	新鮮胚移植を実施														
	B	凍結胚移植を実施※3														
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施														
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了														
2	E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止														
	F	採卵したが卵が得られない、又状態のよい卵が得られないため中止														
	G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止														
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止														

※1 必ずしも必要ではないが、人工授精で治療として認められる項目

※2 新鮮胚移植又は凍結胚移植の治療で採取された余剰胚を凍結した場合 1回のみ

※3 採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合又は、精子は得られたがG及びHにより治療を中止した場合も男性不妊治療は助成の対象となります。この場合の 当該治療の終期は、主治医が当該治療を終了したと判断した日となります。